

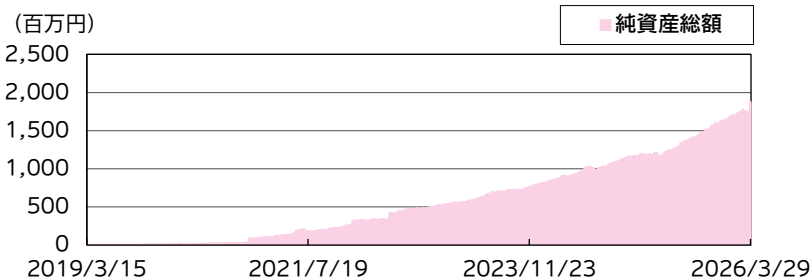
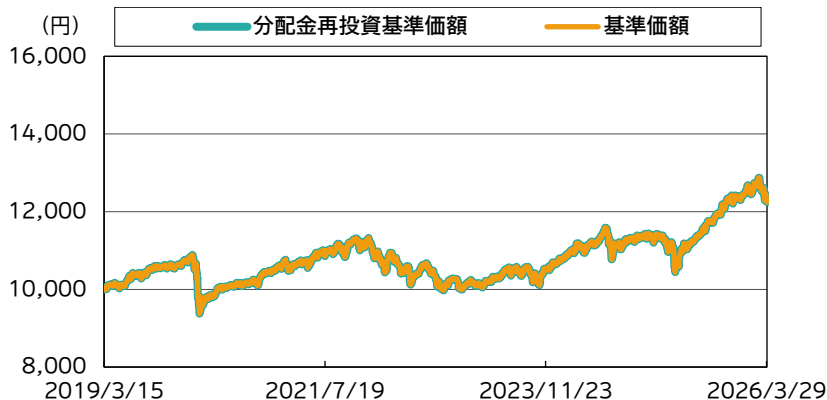
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)

追加型投信／内外／資産複合

運用実績

運用実績の推移

(設定日:2019年3月18日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

| | 当月末 | 前月末 |
|------------|--------|--------|
| 基準価額(円) | 12,243 | 12,874 |
| 純資産総額(百万円) | 1,868 | 1,778 |

※基準価額は、1万口当たり。

| | 基準価額(円) | 基準日 |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 12,874 | 2026/03/02 |
| 設定来安値 | 9,375 | 2020/03/19 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資)(%)

| | |
|-----|------|
| 1ヵ月 | -4.9 |
| 3ヵ月 | -1.5 |
| 6ヵ月 | 2.3 |
| 1年 | 10.9 |
| 3年 | 20.4 |
| 5年 | 15.1 |
| 10年 | - |
| 設定来 | 22.4 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
 ※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績(税引前)(直近3年分)

| 期 | 決算日 | 分配金(円) |
|----------|------------|--------|
| 第5期 | 2024/01/11 | 0 |
| 第6期 | 2025/01/14 | 0 |
| 第7期 | 2026/01/13 | 0 |
| 設定来累計分配金 | | 0 |

※分配金は、1万口当たりの金額です。
 ※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※2026年4月14日より外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドを投資対象に追加しました。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
 「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)

| 資産配分比率 (%) | |
|------------|------|
| 資産 | 組入比率 |
| 安定資産 | 42.3 |
| 国内債券 | 14.1 |
| 先進国債券 | 28.2 |
| リスク性資産 | 55.5 |
| 新興国債券 | 7.0 |
| 国内株式 | 16.2 |
| 先進国株式 | 22.4 |
| 新興国株式 | 2.0 |
| 国内リート | 2.9 |
| 先進国リート | 5.0 |
| 現金等 | 2.2 |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※基準日時点での設定・解約を反映した数値を基に作成しています。

※国内債券:国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、先進国債券:<為替ヘッジ先進国債券>為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、<為替ヘッジなし先進国債券>外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、新興国債券:エマージング債券パッシブ・マザーファンド、国内株式:国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、先進国株式:外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、新興国株式:エマージング株式パッシブ・マザーファンド、国内リート:J-REITインデックスファンド・マザーファンド、先進国リート:外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド。また、当ファンドが直接、株価指数先物取引、債券先物取引等を行う場合は、当該先物取引等の原資産に該当する各資産に含みます。

※現金等とは、短期国債およびコール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産へは、DIAMマネーマザーファンドを通じてまたは直接投資を行います。

| 通貨配分比率 (%) | |
|----------------|------|
| 通貨 | 組入比率 |
| 円貨 | 35.4 |
| 為替ヘッジによる実質的な円貨 | 37.5 |
| 外貨 | 27.0 |

※組入比率は、簡便法により純資産総額に対する割合を算出しています。
 ※為替ヘッジによる実質的な円貨は、為替予約取引の評価額および為替ヘッジ先進国債券のマザーファンドの評価額を基に算出しています。
 ※基準日時点での設定・解約を反映した数値を基に作成しています。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
 「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)

ファンドの特色

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

1. 投資環境の変化を速やかに察知し、中長期的に安定的なリターンをめざします。

- 主に国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)にマザーファンド*1を通じて実質的に投資し、それぞれの配分比率を適宜変更します。
- ※ 当ファンドは、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)、DIAMマネーマザーファンドおよび短期金融資産等に直接投資する場合があります。
- *1 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド
- 外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジ*2を行い、一部または全部の為替リスクの軽減をめざします。
- *2 一部の外貨建資産の通貨については、委託会社はその通貨との相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。

2. 信託期間を3つの期間(資産育成期、資産形成期、資産安定期)に分け、それぞれの期間に応じて、基準価額の目標変動リスク*3を変更しつつ、安定的な基準価額の上昇をめざします。

*3 価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

| | ターゲット・イヤー2060 | 目標変動リスク |
|-------|------------------------------|------------------------------|
| 資産育成期 | 設定日以降 2040年の決算日まで | 年率6%程度 |
| 資産形成期 | 2040年の決算日翌日以降 2060年の決算日まで | 年率6%程度から 年率2%程度へ 月次で遞減 |
| 資産安定期 | 2060年の決算日翌日以降 | 年率2%程度 |

※ 目標変動リスクは、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドの収益目標を意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

(分配方針)

年1回の決算時(毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 資産配分リスク

当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。

当ファンドは短期金融資産等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行います。が、手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

● 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

● 金利変動リスク

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

● 不動産投資信託証券(リート)の価格変動リスク

リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが実質的に投資するリーートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

● 為替変動リスク

当ファンドは実質組入外貨建資産について、弾力的に対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

為替ヘッジを行う場合、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。なお、実質組入通貨の直接ヘッジのほか、先進国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該代替通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

● 信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

主な投資リスク

● カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式・債券や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式・債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式・債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)

お申込みメモ

| | | | |
|--------------------|---|------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) | 信託期間 | 2075年1月11日まで(2019年3月18日設定) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) | 繰上償還 | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合 ・やむを得ない事情が発生した場合 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 | | |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 | | |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 | 決算日 | 毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日) |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 | 収益分配 | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。 |
| 購入・換金申込不可日 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 | | |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 | その他 | 確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 | | |

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 販売会社における購入時手数料は無手数料です。 ※購入時手数料は変更になる場合があります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | 以下により計算される①と②の合計額とします。 ①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.649%～年率0.913%(税抜0.59%～税抜0.83%)の率を乗じて得た額 | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------|-------------|--------------------------------------|-----------------------|--|-----------------------|--|-----------------------|---|-----------------------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算期間</th> <th>信託報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1計算期から第21計算期まで (設定日から2040年決算日まで)</td> <td>年率0.913% (税抜0.83%)</td> </tr> <tr> <td>第22計算期から第31計算期まで (2040年決算日翌日から2050年決算日まで)</td> <td>年率0.825% (税抜0.75%)</td> </tr> <tr> <td>第32計算期から第41計算期まで (2050年決算日翌日から2060年決算日まで)</td> <td>年率0.737% (税抜0.67%)</td> </tr> <tr> <td>第42計算期から第56計算期まで (2060年決算日翌日から償還日まで)</td> <td>年率0.649% (税抜0.59%)</td> </tr> </tbody> </table> | 計算期間 | 信託報酬 | 第1計算期から第21計算期まで (設定日から2040年決算日まで) | 年率0.913% (税抜0.83%) | 第22計算期から第31計算期まで (2040年決算日翌日から2050年決算日まで) | 年率0.825% (税抜0.75%) | 第32計算期から第41計算期まで (2050年決算日翌日から2060年決算日まで) | 年率0.737% (税抜0.67%) | 第42計算期から第56計算期まで (2060年決算日翌日から償還日まで) | 年率0.649% (税抜0.59%) |
| | 計算期間 | 信託報酬 | | | | | | | | | |
| 第1計算期から第21計算期まで (設定日から2040年決算日まで) | 年率0.913% (税抜0.83%) | | | | | | | | | | |
| 第22計算期から第31計算期まで (2040年決算日翌日から2050年決算日まで) | 年率0.825% (税抜0.75%) | | | | | | | | | | |
| 第32計算期から第41計算期まで (2050年決算日翌日から2060年決算日まで) | 年率0.737% (税抜0.67%) | | | | | | | | | | |
| 第42計算期から第56計算期まで (2060年決算日翌日から償還日まで) | 年率0.649% (税抜0.59%) | | | | | | | | | | |
| ※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬率は各計算期間における信託報酬率に応じて、以下の通りとします。 | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>信託報酬率(年率)</th> <th>投資顧問報酬率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.913%(税抜0.83%)</td> <td>0.180%</td> </tr> <tr> <td>0.825%(税抜0.75%)</td> <td>0.162%</td> </tr> <tr> <td>0.737%(税抜0.67%)</td> <td>0.144%</td> </tr> <tr> <td>0.649%(税抜0.59%)</td> <td>0.126%</td> </tr> </tbody> </table> | 信託報酬率(年率) | 投資顧問報酬率(年率) | 0.913%(税抜0.83%) | 0.180% | 0.825%(税抜0.75%) | 0.162% | 0.737%(税抜0.67%) | 0.144% | 0.649%(税抜0.59%) | 0.126% |
| 信託報酬率(年率) | 投資顧問報酬率(年率) | | | | | | | | | | |
| 0.913%(税抜0.83%) | 0.180% | | | | | | | | | | |
| 0.825%(税抜0.75%) | 0.162% | | | | | | | | | | |
| 0.737%(税抜0.67%) | 0.144% | | | | | | | | | | |
| 0.649%(税抜0.59%) | 0.126% | | | | | | | | | | |
| | ②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年4月14日現在は、品賃料の49.5%(税抜45%)以内になります。委託会社と受託会社が受け取る品賃料の配分は1:1の割合となります。 品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。 | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 | | | | | | | | | | |

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)

投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです。受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人資産運用業協会
 <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

2026年4月14日現在、お取り扱いしている販売会社はありません。